保　護　者　様 令和４年度版

保存版

**「気象警報・避難情報等発令」及び「地震発生」に伴う登校等について（お知らせ）** 八尾市立成法中学校長 柿並 祥之

 八尾市立八尾小学校長 菊池 妙子

八尾市立安中小学校長 靍原 隆司

平素は、成法中校区の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

八尾市では「気象警報・避難情報等発令時」及び「地震発生時」における登校等の措置について定まっておりますので、情報に十分ご留意いただき、安全を最優先に適切に対応して下さいますようお願いいたします。

**《 気象警報・避難情報等発令時 》**

**１．気象警報（暴風雨・大雨・洪水・暴風雪・大雪）・避難情報が発令されている場合**

（１）**午前７時**の時点で、八尾市に『気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）』、または中学校

区内に『避難情報（警戒レベル３：高齢者等避難、警戒レベル４：避難指示）』が発令されてい

る場合は、登校を見合わせ、状況に応じて、自宅待機或いは避難行動をとってください。

（２）**午前１１時**までに、上記（１）の『気象警報』及び『避難情報』が**解除**された場合は、午後の

授業（５時間目）から行います。家庭で昼食を済ませ、１０分前までに学校に着くよう、登校

させてください。

（３）**午前１１時**の時点で、上記（１）の『気象警報』または『避難情報』の発令が継続されている

場合は、臨時休校となります。

**２．登校後に気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）・避難情報が発令された場合**

（１）**登校後**に、八尾市に『気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）』等が発令された場合は、

状況に応じて、**学校待機、または下校措置**をとります。

**３．氾濫発生情報・特別警報が発令された場合**

（１）**八尾市に『気象警報（特別警報）』または『避難情報（警戒レベル５相当：緊急安全確保）』が**

**発令**された場合は、臨時休校とします。安全な場所へ避難してください。

（２）**『警報』等が解除**された場合は、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認した上で、

　　　学校を再開します。再開日時は、学校から連絡します。

（３）**登校後に、八尾市に『特別警報』が発令**された場合、**安全が確保されるまでは学校待機を原則**

とします。『警報』等が解除された場合は、安全が確認されたのち、保護者への引渡しを原則と

して下校措置をとります。安全等が確保できる状況と判断した時点で学校まで児童を迎えに来

て下さい。

**《 地震発生時 》**

★**震度５弱以上の地震が発生したとき★**

**＊八尾市**又は**隣接市**（**大阪市（平野区）、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市**）

のいずれかの市が該当するとき

登校の前に発生　　　　 　　　**学校は臨時に**休校**とします**。

休みの日に発生　　　　 　　　**次の登校の日は臨時に**休校**とします**。

**※　学校が安全に学習できるよう復旧すれば、保護者に連絡します。**

登校の途中に発生　　　　　　　　**安全な場所に**一時避難**してから、学校、自宅の近い方に行って**

**下さい。**

**学校で**学習中**に地震が発生**

**子どもを**安全**な**場所**に**避難誘導**します**。**学校および周辺の被害状況などを確認した上で、**保護者**に**引き渡します。**できる限りすみやかに**、**学校まで**迎えに来てください。

震 度４ 以 下 **の** 地 震 **が 発 生 し た と き**

　 　 　　**原則として学校は**休校**では**ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**学校および地域の**被害状況**などにより、**子どもの安全確保**の**

**上から臨時に**休校**になる場合もあります**。